

管理 No.	F047
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:福祉部障がい福祉課
(在宅支援係 /内線:2794)

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	障害児福祉手当、特別障害者手当の受給資格の認定	
処分権者	奈良市福祉事務所長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)
	根拠規定条項	第17条、第19条、第20条、第21条、第26条の2
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について(昭和60年12月18日社更第162号厚生省社会局長通知)
	基準規定条項	施行令第1条、第2条第2項、第4条、第5条、第7条
	審査基準	次の条件への該当を審査。 (1)障害の程度(基準の定めるところによる) (2)住所の有無 (3)年齢が20歳未満(障害児福祉手当)であること。又は20歳以上(特別障害者手当)であること (4)障害を支給事由とする給付(施行令第6条に定めるところによる)の受給の有無(障害児福祉手当) (5)障害児入所施設その他これに類する施設(省令第1条に定めるところによる)への収容の有無(障害児福祉手当) (6)障害者支援施設若しくは障害者支援施設に類する施設(省令第14条に定めるところによる)への入所の有無又は病院若しくは診療所への継続した3か月を超える入院の有無(特別障害者手当) (7)本人、配偶者及び扶養義務者の所得基準
標準処理期間 (経由機関の日数)	削除	
本票の作成日	平成29年2月3日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	